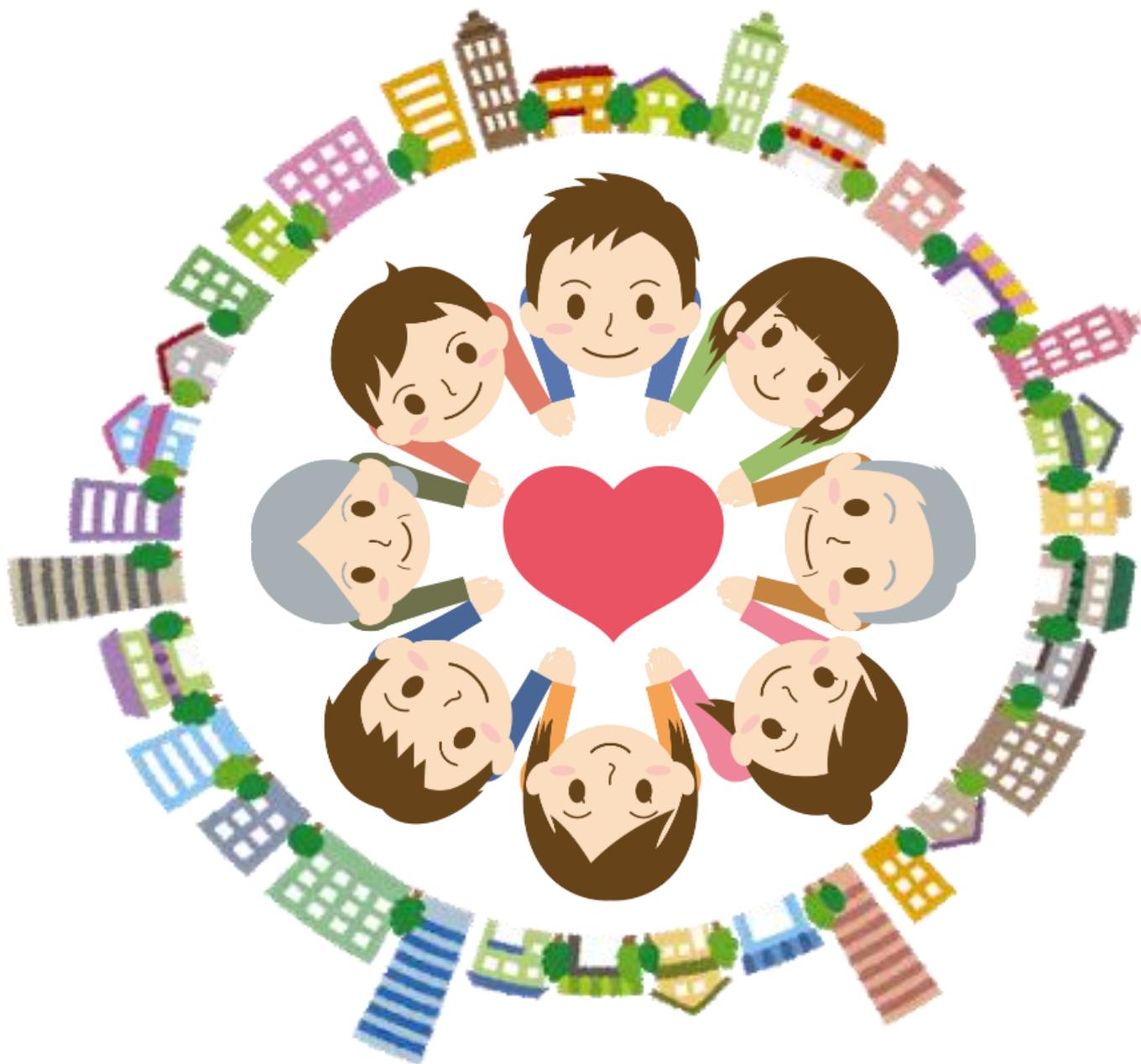


佐野市男女共同参画プラン（第3期）

～ 認める 支える 分かち合う 個性かがやく参画社会 ～



令和2（2020）年3月
栃木県佐野市

基本理念

本計画は、「佐野市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、市民と事業所、行政が協働して推進していくものです。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立
- (5) 教育の場における配慮
- (6) 男女間の暴力的行為の根絶
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (8) 性同一性障がい等に対する配慮
- (9) 国際的協調

計画策定の趣旨

豊かで活力ある地域社会を築くためには、男女が互いに人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

これまで本市では2期（平成20年度～令和元年度）にわたる「佐野市男女共同参画プラン」により、男女共同参画社会の実現に取り組んできましたが、多様化する現代社会の課題を解決するため、男女がともに生きやすく、女性が活躍できる持続可能な地域社会の構築がますます重要となります。

「佐野市男女共同参画プラン（第3期）」は、これまでの取組の成果やその検証結果、男女共同参画に関する住民意識及び社会経済状況の変化等を踏まえ、これからの5年間さまざまな施策に取り組むことで、佐野市において男女共同参画社会の更なる推進を図るために策定をするものです。

計画の位置付けと性格、期間

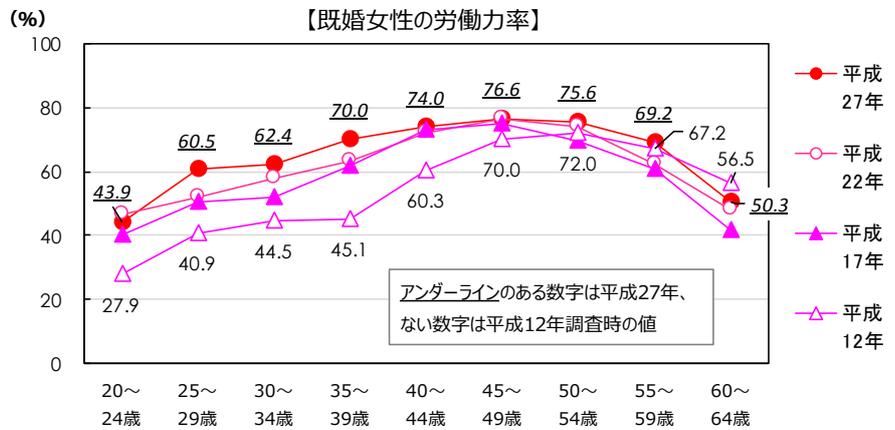
- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、「佐野市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2) この計画は、国の「男女共同参画基本計画」や県の「とちぎ男女共同参画プラン」を勘案した計画です。
- (3) この計画は、「第2次佐野市総合計画」に基づき策定します。
- (4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3、第3項に基づく市町村基本計画であるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条、第2項に基づく市町村推進計画です。
- (5) この計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間です。

佐野市の現状

◆女性の就業の状況

働く女性の割合は近年上昇しています。特に25歳から39歳の既婚女性の労働力率は、平成12年では4割台でしたが、平成27年には6割から7割に達しており、ワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっていることを示しています。

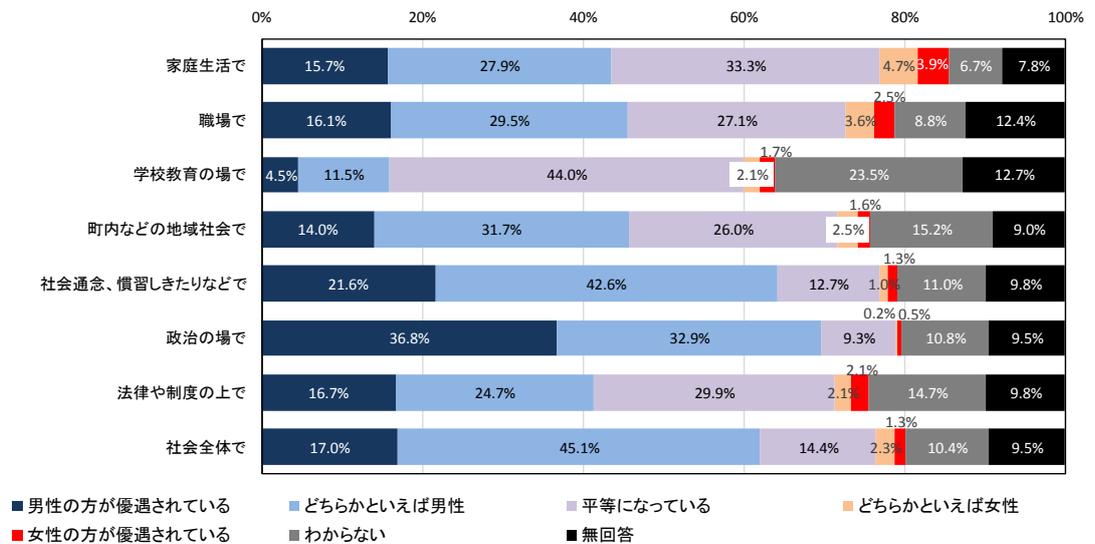
資料：国勢調査 ※平成12年までは旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の合計値



◆男女平等について

様々な場面の中で「平等になっている」との割合は『学校教育の場で』が最も多く44.0%ですが、『社会全体で』では14.4%に留まっています。

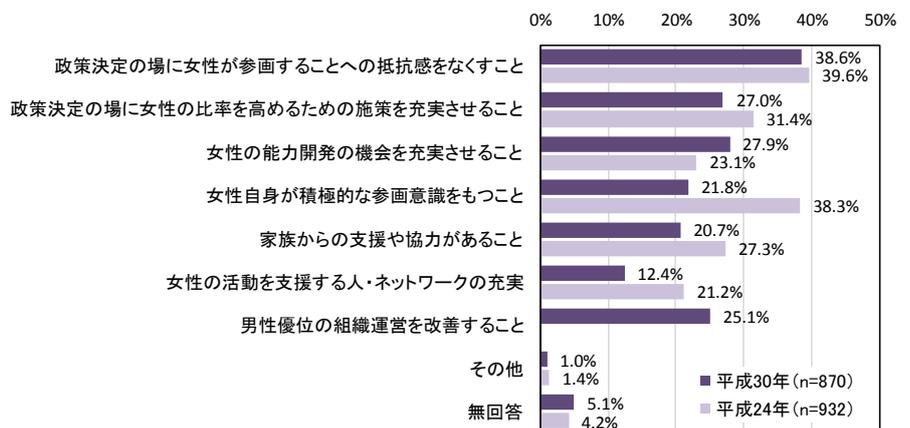
資料：平成30年度「市政に関するアンケート調査」（回答者数：864人）



◆政策方針決定の場への女性の参画について

「政策決定の場に女性が参画することへの抵抗感をなくすこと」が38.6%と多く、「女性の能力開発の機会を充実させること」が平成24年の前回調査より4.8ポイント高くなっています。

資料：男女共同参画に関するアンケート調査



基本目標 I

人権を尊重した 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会を実現するため、また「日本女性会議2019さの」の開催に向けて醸成した気運を基に、男女共同参画の理解促進、教育・学習の推進、人権の尊重への意識啓発に取り組みます。

1 男女が人生100年時代をともに歩むための意識改革

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

重点施策

【具体的な取組】 ●「広報さの」による啓発 ●男女共同参画に関する情報提供の強化 等

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

重点施策

【具体的な取組】 ●意識改革の推進 ●職員研修の実施 ●保育所、小中学校における慣行の見直し

(3) 男女がともに歩むための男女共同参画の推進

【具体的な取組】 ●男性の家事、育児、介護等参画の推進 ●ワーク・ライフ・バランスの推進のための啓発 等

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(4) 男女平等を推進する学校教育の充実

【具体的な取組】 ●道徳教育・人権教育の推進 ●男女平等観に立ったキャリア教育の推進 等

(5) 男女共同参画を推進する社会教育の充実

【具体的な取組】 ●男女共同参画を推進する団体による事業の実施 ●楽習出前講座の実施 等

(6) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実

【具体的な取組】 ●「すくすく公演会」の実施 ●「子育て教室」の実施 ●家庭教育推進講座 等

3 男女の人権の尊重

(7) 男女の人権を尊重する教育・啓発活動の充実

【具体的な取組】 ●人権啓発リーフレットの作成・配布 ●小中学生人権啓発ポスターの募集
●人権講演会の開催 ●市民教養講座（社会教育人権研修会） 等

(8) メディアにおける男女の人権の尊重

【具体的な取組】 ●メディア・リテラシーに関する情報提供 ●有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の立ち入り調査の実施

(9) LGBT等に配慮した男女共同参画の推進

【具体的な取組】 ●LGBT等に関する啓発・情報の提供 ●窓口業務等における性同一性障がい等に配慮した対応の実施 ●男女平等の教育を進めるための研修及び資料の収集

基本目標 Ⅱ

あらゆる分野における 男女共同参画の推進

働く場における女性の活躍を推進するため、環境づくりへの支援や人材育成に取り組むとともに、活力ある地域社会を創生するため、行政や地域活動、家庭生活などあらゆる分野における男女共同参画を推進します。

4 働く場における女性の活躍推進 【女性活躍推進計画】

(10) 女性が能力を発揮しやすい環境づくり

重点施策

【具体的な取組】 ●男女共同参画推進事業者表彰の実施 ●働き方改革講座の実施 ●セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ●「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進 等

(11) 女性の人材育成・キャリアアップ

重点施策

【具体的な取組】 ●女性の人材情報の収集、情報の提供 ●女性のキャリアアップ講座の開催 等

(12) 女性の再チャレンジ支援の促進

重点施策

【具体的な取組】 ●女性の再就職相談会の実施 ●女性の再就職セミナーの開催 等

(13) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進

【具体的な取組】 ●公正採用選考人権啓発推進員設置の促進 ●雇用に関するリーフレットによる情報提供 等

(14) 農林業・商工業の分野における男女共同参画の推進

【具体的な取組】 ●商工業者等に対する啓発 ●家族経営協定締結の促進 等

5 行政・家庭生活・地域活動等における男女共同参画の推進

(15) 政策、方針決定過程への女性の参画

重点施策

【具体的な取組】 ●審議会等における女性登用の促進 ●地域活動・団体等への啓発・情報の提供 等

(16) 行政における男女共同参画の推進

重点施策

【具体的な取組】 ●女性職員の管理職への登用推進 ●女性職員の職域拡大 ●女性職員の能力開発 等

(17) 家庭生活における男女共同参画の促進

【具体的な取組】 ●役割分担意識の改革 ●消費生活相談の実施 ●「家庭の日」の周知 等

(18) 地域活動における男女共同参画の促進

【具体的な取組】 ●各種団体に対する啓発、情報の提供 ●市民活動講座 ●健康サポートさの活動事業 等

(19) 男女共同参画推進団体との連携及び支援

【具体的な取組】 ●男女共同参画を推進する団体等との連携・支援 ●栃木県男女共同参画地域推進員との連携・支援

(20) 男女共同参画の視点による防災対策

【具体的な取組】 ●男女共同参画の視点からの防災対策の啓発・情報の提供 ●防災講習会の実施 等

男女共同参画社会を推進するため、DV（ドメスティック・バイオレンス）等の暴力への対策や、子育てや介護、貧困、さらに国際的視野に立った環境の整備に取り組みます。また男女が生涯にわたり健康であるための環境づくりを推進します。

6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 【DV 対策基本計画】

(21) DV防止に向けた啓発活動の促進

重点施策

- 【具体的な取組】 ●配偶者からの暴力（DV）による人権侵害を防止するための啓発 ●デートDV防止の啓発
●関係機関への啓発

(22) 相談支援や緊急時における安全の確保

- 【具体的な取組】 ●相談窓口の周知 ●女性相談員による相談 ●カウンセリング相談の実施 ●被害者の安全確保 ●保護命令制度の利用の支援 ●弁護士無料法律相談の実施 等

(23) 被害者の自立支援

- 【具体的な取組】 ●被害者の自立に向けた就労・日常生活・各種手続き等の情報の提供 ●被害者の心理的ケアの実施 ●子どもに対する支援 ●住宅の確保

(24) 関係機関との連携

- 【具体的な取組】 ●民間団体への支援 ●関係機関等との連携 ●障がい者施設との連携 ●高齢者施設との連携

7 男女共同参画の視点に立った環境整備の推進

(25) a 子育てに対する社会的支援の充実

- 【具体的な取組】 ●放課後児童健全育成事業 ●通常保育 ●教育相談事業 等

b 介護に対する社会的支援の充実

- 【具体的な取組】 ●地域包括支援センターの運営 ●介護研修の開催 等

c 高齢者に対する社会的支援の充実

- 【具体的な取組】 ●高齢者ふれあい事業の実施 ●高齢者福祉センターの運営 等

(26) 自立した家庭生活のための支援

- 【具体的な取組】 ●生活相談員の設置 ●成年後見制度利用支援事業 ●母子父子自立支援員による相談 等

(27) 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

- 【具体的な取組】 ●国際交流フェスティバル開催事業の支援 ●国際交流協会支援事業 ●日本語教室事業 等

8 男女の生涯にわたる健康づくりの推進

(28) 性差を踏まえた総合的な健康づくり支援

- 【具体的な取組】 ●健康講座の実施 ●各種がん検診の実施 ●健康相談・栄養指導 ●思春期保健事業 等

(29) 母性保護と母子・父子健康の充実

- 【具体的な取組】 ●妊産婦医療費助成事業 ●子ども医療費助成事業 ●ひとり親家庭医療費助成事業 等

計画の推進

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、それぞれの施策について、総合的かつ計画的に取組を推進することが必要です。

また、市が直接行う施策だけではなく、関係機関、企業、市民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的に取組を展開することが期待されます。

男女共同参画に関する施策を着実に実行するために、その基盤となる推進体制の一層の充実を図ります。

◆計画の推進体制

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたることから、すべての職員が男女共同参画社会について理解し、形成を目指すという共通認識を持つことが重要です。そのため、男女共同参画推進本部を中心に、本計画の着実な推進を図ります。

さらに、市の施策に関する意見・苦情の申し出制度の周知を図り、市民からのチェック体制の充実を図ります。

◆関係機関との連携体制の充実

本計画の推進にあたり、県をはじめとする関係機関との連携を図ります。また、男女共同参画に関する活動を行う団体と連携し、市民と協働で男女共同参画を推進します。

◆計画の調査・点検・審議体制の設置

市長は、本計画を実効性あるものにするために、施策の推進状況について数値目標を定め、毎年調査・点検し、実施状況等を報告書として取りまとめ、これを公表します。

また、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議するため設置され、市民各界各層で構成する佐野市男女共同参画審議会は、数値目標や計画の進捗状況の調査・点検を行い、必要に応じて市長に意見を述べるなど男女共同参画の推進を図ります。



数値目標

指 標	数値目標	
	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
1. 男女の地位が平等となっていると考えている市民の割合	14.4%	28.5%
2. 男女の役割は固定せず、男女どちらかが仕事をしていても家庭にいてもよいと考えている市民の割合	41.0%	46.0%
3. 男女共同参画講演会、研修会等参加人数（※1）	1,403 人 （※2）	400 人
4. 女性リーダー育成のための研修会等参加者数	73 人	90 人
5. 男女共同参画推進事業者表彰累計事業者数	9 団体	32 団体
6. 審議会等委員に占める女性の割合	29.5%	32.5%
7. 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合（※3）	22.6%	26.0%
8. 男女共同参画相談（DVを含む）窓口延べ開設時間数	126 時間	126 時間

※1 市が開催する啓発講座及び講演会等の参加人数。

※2 「日本女性会議 2019 さの」イベント参加人数 1,200 人を含みます。

※3 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合の内訳

- ①審議会等委員 ②市役所部課長（一般事務職） ③小中学校校長 ④小中学校教頭 ⑤自治会長
⑥市長・副市長 ⑦市議会議員

佐野市男女共同参画プラン（第3期）

令和2（2020）年3月

概要版

発 行 佐野市
編 集 佐野市市民生活部人権・男女共同参画課
〒327-0398 栃木県佐野市田沼町 974 番地3
TEL 0283-61-1140
FAX 0283-61-1142
E-mail jinkendanjo@city.sano.lg.jp
URL <https://www.city.sano.lg.jp>

計画の詳細をお知りになりたい方は、計画書本編をご覧ください。